

第4章 民法（相続関係）改正と遺言による貸金庫内容物の承継

加毛 明

1 はじめに

(1) 検討の対象

本稿は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）による改正（以下「平成30年改正⁽¹⁾」という）後の民法のもとで、銀行の貸金庫に保管された動産（以下「貸金庫内容物」という）が遺言による承継の対象とされた場合に、いかなる法律関係が生じるか、また、いかにして遺言の内容が実現されるか（遺言が執行されるか）について検討する。前年度の報告書では、遺言による普通預金の承継に関する法律関係を分析した⁽²⁾。その成果を踏まえて、今年度は、遺言による貸金庫内容物の承継を取り上げることとする。

遺言による貸金庫内容物の承継として、本稿が取り上げるのは、貸金庫内容物の特定遺贈（民法964条）と特定財産承継遺言（民法1014条2項）である。具体的には、次のような事例を想定する。AがB銀行と貸金庫契約を締結し、B銀行甲支店の金庫室にあるキャビネット（貸金庫）の内部に、貴金属その他の物品を保管していたとする。Aが、遺言において、「B銀行甲支店の貸金庫に保管した貴金属乙を友人Cに遺贈する」こと（乙の特定遺贈）や、「B銀行甲支店の貸金庫に保管した貴金属乙を法定相続人の1人であるDに相続させる」こと（乙の特定財産承継遺言）を定めていた場合には⁽³⁾、Aが死亡し、B銀行がAの死亡を知った後に、CやDが、いかにして乙を貸金庫から取り出すことができるかが問題となる。本稿は、このような事例を念頭において、貸金庫内容物の承継を内容とする遺言がいかにして実現されるのかについて検討する。

(2) 検討の理由

遺言による貸金庫内容物の承継を検討する理由は、次の2点に求められる。第1に、金融実務におけるこの問題の重要性である。貸金庫の利用者に相続が生じた場合について、いかなる法律関係が生じ、銀行がいかに対応すべきかという問題は、古くから議論の対象とされてきた⁽⁴⁾。貸金庫契約をめぐる法律関係については、最判平成11年11月29日民集53

-
- (1) 平成30年改正に関する立案担当者解説として、堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答 新しい相続法〔第2版〕——平成30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説』（商事法務・2020年）、堂蘭幹一郎＝神吉康二編著『概説 改正相続法〔第2版〕——平成30年民法等改正、遺言書保管法制定』（金融財政事情研究会・2021年）。
 - (2) 加毛明「民法（相続関係）改正と遺言による普通預金の承継」金融法務研究会『最高裁大法廷決定（平成28年12月19日）を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点』（全国銀行協会・2020年）67頁。
 - (3) 本稿では、遺贈や特定財産承継遺言の対象とされた動産が貸金庫に保管されていることが、遺言書に記載されている場合を念頭に置いて検討を行う。遺贈や特定財産承継遺言の対象とされた動産の所在が遺言書の記載などから明らかでなく、調査のために貸金庫を開扉する必要が生じる場合も想定されるが、本稿では、相続財産の調査目的での（貸金庫内容物の取出しを伴わない）貸金庫の開扉については、検討の対象から除外する。
 - (4) 貸金庫と相続に関する初期の研究として、大西武士「保護預りと相続」手形研究169

卷 8 号 1926 頁（以下「平成 11 年判決⁽⁵⁾」という）が、貸金庫内容物に対する金銭執行に関する一定の判断を示しているものの、相続の局面における当事者の法律関係については、なお論ずべき問題が残されている⁽⁶⁾。とりわけ、遺言による貸金庫内容物の承継があった場合の法律関係については、これまで十分な検討がなされてきたとはいえないところである。さらに、平成 30 年改正において、遺言による権利承継に関する若干の規定が新設されており、それらの新設規定のもとでの貸金庫内容物をめぐる法律関係を明確にする必要があると考えられる。

第 2 に、遺言による貸金庫内容物の承継は、遺言執行における銀行の役割を考えるうえで、恰好の検討対象といえる。平成 30 年改正の立法過程では、銀行界から、遺言執行者の権限などに関する改正要望が提出され⁽⁷⁾、そのいくつかが実現した。その一方で、平成 30 年改正における銀行界の態度に対しては、厳しい批判が向けられている。すなわち、「銀行界にとっては、どのように支払えば免責されるかが決まることこそが大事であり、支払った後に生じるかもしれない……〔相続財産の〕不正流用問題には立場上関心を持たない⁽⁸⁾」ことが批判されるのである。このような批判に応えるには、銀行が、相続財産の適切な承継を実現するために、いかなる役割を果たすべきかという観点からの議論が必要となる。

貸金庫には価値の高い物品や価値の高い情報を記載・記録した物品が保管される一方で、貸金庫内部に何が保管されているかは、通常、利用者しか知りえない。そのため、利用者の死後に、権限のない者による貸金庫の開扉を認めると、貸金庫内容物が容易に不正処分されてしまう可能性がある。このような特徴を有する貸金庫は、「不正流用問題」を防ぐための銀行の対応を考えるうえで、興味深い主題となるのである。

そして、以上の点に関する検討は、わが国の遺言執行制度の在り方を考えるうえでも、重要な意義を有する。日本民法は、法定相続人を遺言執行の第一次的主体としつつ、遺言執行者がある場合における遺言執行者の遺言執行に関する若干の規定を設ける⁽⁹⁾。しかし、法定相続人・遺言執行者による遺言執行を支援する制度的枠組みが十分に存在するとはいえない⁽¹⁰⁾。それゆえ、遺言による貸金庫内容物の承継の検討を通じて、銀行が遺言執行において果たすべき役割を考えることは、そのような制度的枠組みの検討にもつながるのである。

号（1971 年）76 頁、新美育文「貸金庫をめぐるトラブルと責任」徳本鎮＝酒巻俊雄編『金融事故の民事責任』（一粒社・1981 年）256 頁、鈴木正和「保護預り、貸金庫の管理事務とチェックポイント〔第 4 回〕」金法 1234 号（1989 年）26 頁。

- (5) 平成 11 年判決の調査官解説として、河邊義典「判解〔最判平成 11 年 11 月 29 日民集 53 卷 8 号 1926 頁〕」最判解民事篇平成 11 年度(下)897 頁。
- (6) 貸金庫と相続を主題とする近時の論稿として、小笠原耕司ほか「貸金庫利用者の死亡と事後管理」銀行実務 43 卷 4 号（2013 年）78 頁、渡邊博己「相続時の貸金庫の開扉請求と実務対応」銀行実務 45 卷 1 号（2015 年）45 頁、佐々木英乃「貸金庫利用者の死亡に関連する金融実務」銀行実務 46 卷 12 号（2016 年）66 頁。
- (7) 法制審議会・民法（相続関係）部会・第 5 回会議の浅田隆委員提出資料（「遺言に関する銀行実務の観点からの検討」<http://www.moj.go.jp/content/001159609.pdf>）が、遺言執行者の権限などに関する規定新設の契機となった。
- (8) 金子敬明「遺言執行者の権限の明確化等」論究ジュリ 20 号（2017 年）34 頁。
- (9) 加毛明「遺言執行——民法の規定の特色とその背景」法時 89 卷 11 号（2017 年）46-47 頁。
- (10) 加毛・前掲注(9)53 頁。

(3) 検討の視点

遺言による貸金庫内容物の承継について検討するうえで、本稿では 2 つの点に注意して議論を進める。第 1 に、貸金庫内容物の所有権の承継と、貸金庫契約上の地位の承継の区別である。貸金庫内容物と貸金庫契約上の地位は別個の財産であり、ある者が遺言によって貸金庫内容物の所有権を承継することは、貸金庫契約上の地位を承継することを意味するわけではない。その一方で、貸金庫を開扉し、貸金庫内容物を取り出すためには、貸金庫契約に基づいて銀行に貸金庫開扉への協力を求める必要がある。そこで、貸金庫内容物の所有権と貸金庫契約上の地位が、それぞれ誰に承継されるかに着目して、法律関係の検討を行うことが必要とされるのである。

第 2 に、貸金庫内容物の承継の根拠となる遺言について、銀行がその有効性を判断するのが困難であることである。まず、遺言には——とりわけ、その成立に公証人などの第三者の関与がない場合について——偽造が容易であるという問題がある。また、有効に成立した遺言であっても、遺言者が後に当該遺言を撤回する意思表示をしたり、当該遺言と抵触する内容の遺言をするなどして遺言の撤回が擬制されたりする可能性がある（民法 1022 条～1024 条）。それゆえ、遺言書の記載から遺言の有効性を判断することはできない。遺言執行において銀行が果たすべき役割を考えるうえでは、この点に留意する必要があるのである。

(4) 検討の順序

以下では、まず、貸金庫契約の特徴を確認し、その法的性質をめぐる議論状況を紹介したうえで、貸金庫内容物の占有の所在に着目して、貸金庫契約の法律関係を検討する(2)。そのうえで、遺言による貸金庫内容物の承継の検討に移る。まず、遺言執行者が不在の場合において、貸金庫内容物が遺贈の対象とされた場合を取り上げる(3)。次に、貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされた場合に関して、法定相続の場合と対比しつつ、分析を行う(4)。そして最後に、遺言執行者が不在の場合における貸金庫内容物の遺贈及び特定財産承継遺言について検討することとする(5)。

2 貸金庫契約の法律関係

(1) 貸金庫契約の特徴と法的性質

貸金庫契約は、銀行が店舗内の金庫室壁面などに設置されたキャビネット（保護函・抽出し）のうちの特定のものを、利用者に、有価証券、貴金属その他の物品の保管のために使用させ、利用者から使用料の支払いを受けることを内容とする契約である⁽¹¹⁾。銀行は、その

(11) 時岡泰「保護預りに関する諸問題」金法 492 号（1967 年）4 頁、上野隆司「貸金庫と差押」金法 689 号（1973 年）68 頁（上野①）、大西武士「保護預りの法的性質」加藤一郎ほか編『銀行取引法講座 上』（金融財政事情研究会・1976 年）386 頁、宮下文秀「保護預り・貸金庫」鈴木禄弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系 第 3 卷 為替・付随業務』（有斐閣・1983 年）307 頁、蓮井良憲「貸金庫契約」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第 5 卷 金融取引契約』（有斐閣・1984 年）320 頁、鈴木正和「保護預り、貸金庫の管理事務とチェックポイント〔第 1 回〕」金法 1230 号（1989 年）24 頁、小倉博「貸金庫」塩崎勤編『裁判実務大系 第 22 卷 金融信用供与取引訴訟法』（青林書院・1993 年）191 頁、上野隆司「貸金庫の内容物に対す

付随業務である保護預り（銀行法 10 条 2 項 10 号）の一形態として⁽¹²⁾、貸金庫業務を行うことができる⁽¹³⁾。貸金庫利用のメリットとしては、銀行の管理する安全堅牢な金庫室内の設備を物品の保管に利用できること（安全性）に加えて、貸金庫に保管する物品の種類・数量を他人に知られずに済むこと（秘匿性）が挙げられる⁽¹⁴⁾。とりわけ、後者の秘匿性に関して、銀行も——緊急措置を要する場合などを除き⁽¹⁵⁾——貸金庫に保管された物品の内容を知らないことが、貸金庫契約の特徴とされる⁽¹⁶⁾。このような特徴が、貸金庫契約の法的性質を論ずる前提となる。

貸金庫契約の法的性質について、学説上は、金庫室内の特定の空間を対象とする貸借借契約と解する見解が通説としての地位を占めてきた⁽¹⁷⁾。貸金庫契約の秘匿性に基づき、銀行

る差押えの可否」塩崎勤＝秦光昭編『現代裁判法大系 24 銀行取引・証券取引』（新日本法規出版・1998 年）268 頁（上野②）。

なお、貸金庫契約については、各銀行が貸金庫規定を用意しているが、そのモデルとなるのが、全国銀行協会が 1979 年に公表した「貸金庫規定ひな型」（全銀協昭和 54 年 4 月 17 日全事第 12 号。以下「全銀協ひな型」という）である。全銀協ひな型の制定経緯及び内容の解説として、小松博親「貸金庫規定ひな型の制定について」金法 891 号（1979 年）13 頁、早川淑男「貸金庫規定ひな型の制定とその概要」手形研究 286 号（1979 年）22 頁。

- (12) 一般に、保護預りには、貸金庫のほかに、利用者が目的物を明示して銀行に保管を依頼する開封預り（披封預り、開封保護預り）と、利用者が目的物を銀行所定のケースに封入し、封緘したうえで保管を依頼する封緘預り（密封保護預り）があると説明され、これら 2 つの法的性質は、いずれも寄託契約であるとされる（時岡・前掲注(11)4 頁、西原寛一『金融法』（有斐閣・1968 年）251-252 頁、甲斐道太郎「保護預り物」金法 615 号（1971 年）8, 9 頁、大西武士「保護預りの法律的性質」金法 689 号（1973 年）66 頁、大西・前掲注(11)387-388 頁、宮下・前掲注(11)305, 308-309 頁、田中誠二『新版 銀行取引法〔三全訂版〕』（経済法令研究会・1984 年）253 頁、遠藤俊英ほか監修『金融機関の法務対策 5000 講 II 巻 為替・手形小切手・電子記録債権・付随業務・周辺業務編』（金融財政事情研究会・2018 年）997 頁）。保護預りに関するより詳細な分類については、松本崇「保護預り制度と契約類型論（上）——セーフティ・バッグ規定の法律構成をめぐって」手形研究 316 号（1981 年）28-29 頁、鈴木・前掲注(11)20-21 頁。
- (13) 銀行のほか、信用金庫（信用金庫法 53 条 3 項 9 号）や信用協同組合（中小企業等協同組合法 9 条の 8 第 2 項 14 号）なども、貸金庫業務を行うことが認められている。
- (14) 和田照男「貸金庫取引をめぐる諸問題」金法 1551 号（1999 年）34-35 頁。蓮井・前掲注(11)320 頁、木内是壽「貸金庫取引をめぐる諸問題と対応事例」銀行実務 42 巻 8 号（2012 年）90 頁も参照。
- (15) 全銀協ひな型 12（緊急措置）は「法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません」と規定する。
- (16) 銀行貸金庫規定は、貸金庫内容物として、有価証券や貴金属など一定の物品を想定している（全銀協ひな型 1（格納品の範囲）(1)参照）。しかし、貸金庫への物品の格納に銀行の職員が立ち会わないことから「規定外の物が格納されていても通常は問題にならない」とされる（和田・前掲注(14)34 頁）。
- (17) 竹田省「金庫契約に就て」同『商法の理論と解釈』（有斐閣・1959 年）376 頁〔初出 1919 年〕、我妻栄『民法講義 V₃ 債権各論 中巻二』（岩波書店・1962 年）702 頁、甲斐・前掲注(12)9 頁、星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』（良書普及会・1986 年）296 頁、田中・前掲注(12)252 頁、幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16) 債権(7)』

は、貸金庫にいかなる物品が保管されているのかについて関知しない。また、貸金庫契約上、利用者は銀行に対して貸金庫内容物の引渡しを請求する権利を有するわけではない。銀行は、利用者が貸金庫への物品の出し入れを行うために、貸金庫の開閉に協力する義務を負うにすぎず、利用者の求めに応じて貸金庫から物品を選別して引き渡す義務を負うのではないからである。これらの事情からすると、貸金庫契約を、物品を対象とする寄託契約と解することは困難である。むしろ銀行の負担する主たる債務が、貸金庫という物品の安全な保管場所を提供することであることからすれば、貸金庫契約は、貸金庫という場所の賃貸借契約と考えられる⁽¹⁸⁾。

(2) 貸金庫内容物の占有

①平成 11 年判決前の議論状況

a 民法上の占有の所在

以上の法的性質論を前提として、次に問題となるのが、貸金庫内容物について、誰が民法上の占有（民法 180 条）を有するのかである。この問題に関連する判示を行ったのが、平成

（有斐閣・1989 年）309 頁〔明石三郎〕、和田・前掲注(14)34 頁、内田貴『民法Ⅱ債権各論〔第 3 版〕』（東京大学出版会・2011 年）304 頁、山本豊編『新注積民法(14) 債権(7)』（有斐閣・2018 年）364 頁〔吉永一行〕。小松・前掲注(11)14 頁も、全銀協ひな型の解説において「貸金庫取引は格納場所の賃貸借であ〔る〕」と述べる。

なお、賃貸目的物をキャビネットとする見解も存在するが（時岡・前掲注(11)5 頁、西原・前掲注(12)252 頁、上野①・前掲注(11)68 頁、大西・前掲注(11)389 頁、宮下・前掲注(11)309 頁、蓮井・前掲注(11)323 頁、上野②・前掲注(11)269 頁）、ここでは、キャビネットという動産のみが賃貸借の対象なのではなく、キャビネットが格納される特定の空間が貸与されることが前提とされているものと考えられる（鈴木・前掲注(11)24 頁）。例えば、松本・前掲注(12)32 頁は、貸金庫取引において銀行が利用者に提供するのが「『貸渡保護函』というスチール製のキャビネット（動産）のほか、この函を格納する特定の壁面（不動産の一部）と、この壁面の扉を開く鍵（動産）と、さらには貸金庫室内への立入りおよび施設の利用権とが複合したもの」と説明する。また、全銀協ひな型の解説として、早川・前掲注(11)24 頁は、貸金庫取引について「貸金庫の容器を取引先に貸与し、これを自由に使用させるため安全な場所を提供することを内容とする」と説明する。

以上に対して、石田穰『民法Ⅴ（契約法）』（青林書院新社・1982 年）366 頁は、「事案に応じて賃貸借と解すべき場合もあるであろうが、寄託と解すべき場合もあるように思われる」とする。もっとも、貸金庫を寄託と解すべき理由は、銀行が貸金庫の「中身の安全保持」について責任を負うことに求められる。しかし、貸金庫契約に基づいて、銀行が、物品の安全な保管場所を提供する義務を負うことからすれば、この帰結を導くうえで、寄託という性質決定が必要であるかには疑問がある（三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院・1988 年）1044 頁は、銀行がキャビネットの賃貸人であるものの、貸金庫内容物の保管の責任を負うものとする）。

- (18) このほか、貸金庫契約において、貸金庫の使用料が保管物の種類・数量などに関係なく一定の金額とされることや、貸金庫契約が物品の保管の有無に関係なく成立・存続することなどが、通説の根拠として挙げられるが（林淳「貸金庫の内容物に対する強制執行」関東学園大学法学紀要 11 巻 1 号（2001 年）10 頁、柳沢雄二「貸金庫内容物に対する強制執行(1)」早稲田大学大学院法研論集 116 号（2005 年）254-255 頁）、これらも、貸金庫契約が賃貸借契約としての性質を有することの反映であると考えられる。

11年判決である。以下では、平成11年判決が登場する背景となった従前の議論状況を確認したうえで、平成11年判決の内容について検討する。

伝統的通説は、貸金庫契約の法的性質が賃貸借契約であることから、貸金庫内容物を占有するのは、利用者であり、銀行ではないとする⁽¹⁹⁾。例えば、建物の賃貸借契約において、賃貸人は賃貸目的物である建物の占有（間接占有）を有するものの、建物の内部に賃借人によって持ち込まれた物品については占有を有しないものとされる。これと同様に、銀行は貸金庫に対する占有を（利用者と共に）有する一方で、貸金庫内容物については占有を有しないと考えられる。その結果、利用者は、貸金庫内容物について——貸金庫契約に基づく貸金庫内容物の引渡請求ができないだけでなく（（1）参照）——所有権に基づく引渡請求もできないことになるのである。

このような理解は、銀行と利用者の関係では、利用者が貸金庫契約に基づき、銀行の協力のもとで自ら貸金庫を開扉し、保管した物品を取り出せる以上、特段の問題を生じさせるものではない。しかし、第三者との関係では、貸金庫内容物に対する銀行の占有を否定することが問題となりうる。とりわけ、利用者に対して金銭債権を有する債権者が、貸金庫内容物に対して、いかなる方法で強制執行を行うのが、重要な問題となる。

b 利用者の債権者による金銭執行の方法

(a) 動産執行

まず、動産執行については、貸金庫内容物が「債務者の占有する動産」（民事執行法123条1項）に該当するか否かによって手続が異なる。注意すべきは、民事執行法上の占有概念が民法上の占有概念と異なることである。民法上の占有が「自己のためにする意思をもって物を所持すること」（民法180条）によって取得されるのに対して、民事執行法上の占有は、事実上・外形上の物の直接的支配状態である所持を意味し、占有意思を問わないものとされている⁽²⁰⁾。それゆえ、伝統的通説に従って、銀行が貸金庫内容物に関する民法上の占有を有しないと考える場合でも、民事執行法上の占有を銀行に認める余地があることになる。

もっとも、銀行が民事執行法上の占有を有するか否かにかかわらず、貸金庫内容物に対する動産執行には困難が伴う。まず、銀行が民事執行法上の占有を有しないと考える場合には、貸金庫内容物は債務者の占有する動産となるので、執行官がその占有を取得することとなる（民事執行法123条1項）。しかし、執行官が、貸金庫のある金庫室に立ち入るには銀行の許諾が必要とされるし、銀行の協力なしには貸金庫の開扉もできないので、銀行が任意に協力しない限り、事実上、貸金庫内容物を差し押さえることはできない⁽²¹⁾。他方、銀行が民

(19) 竹田・前掲注(17)380頁、甲斐・前掲注(12)10頁、上野①・前掲注(11)68頁、大西・前掲注(11)389頁、宮下・前掲注(11)309頁、蓮井・前掲注(11)323頁、鈴木・前掲注(11)24頁、上野②・前掲注(11)269頁。

(20) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院・2016年）637頁。動産執行に関する民事執行法上の占有概念と民法上の占有概念の異同については、垣内秀介「執行官実務における占有認定をめぐるいくつかの問題」新民事執行実務17号（2019年）16-18頁。

(21) この点について、貸金庫が「債務者の占有する金庫その他の容器」（民事執行法123条2項前段）に該当することを根拠として、「執行官は取引先に対し貸金庫の開扉を命じ、取引先はこの命令によって銀行に対し貸金庫の開扉を請求し、銀行は取引

事執行法上の占有を有すると考えるのであれば、貸金庫内容物は債務者以外の者の占有する動産に該当するので、差押えが可能なのは、銀行がその提出を拒まない場合に限られる（民事執行法 124 条）。このように、銀行が貸金庫内容物について民事執行法上の占有を有するか否かにかかわらず、銀行が任意に協力する場合でなければ、貸金庫内容物に対して動産執行を行うことができないのである。

（b）債権その他財産権に対する強制執行

そこで、銀行が動産執行に協力しない場合に、貸金庫が財産隠匿の手段とならないよう、債権その他財産権に対する執行を認めるべきことになる。しかし、その場合に問題となるのが、差押えの対象として、いかなる権利を想定できるかである。伝統的通説によれば、利用者は、銀行に対し、貸金庫契約に基づく貸金庫内容物の引渡請求権も、所有権に基づく貸金庫内容物の引渡請求権も有しないことになる（a 参照）。このことを前提として、学説上は、古くから、利用者が銀行に対して貸金庫開扉への協力を求める権利を有するとし、その他の財産権に対する強制執行（民事執行法 167 条 1 項）を認めるべきとする見解が主張されていた⁽²²⁾。この見解によれば、銀行が貸金庫の開扉に協力しない場合には、債権者は取立訴訟（民事執行法 167 条 1 項・157 条 1 項）を提起し、その勝訴判決に基づいて代替執行（民事執行法 171 条 1 項 1 号）を行うことで、強制執行の目的を達することができる。もっとも、この見解に対しては——必ずしも正当な批判とは思われないが⁽²³⁾——貸金庫開扉協力請求権がキャビネットの使用について協力を求める権利であるとの理解に基づき、「差押の対象とした協力請求権から生じてくる給付の目的物がキャビネットの使用権にすぎないとすれば、取引先は……キャビネットを処分する権利は取得するに由ないから、かような協力請求権は差押の対象とはならない」との批判が向けられた⁽²⁴⁾。そして、利用者が銀行に対して貸金庫内容物の引渡請求権を有することを肯定すべきことが主張された⁽²⁵⁾。この見解

先の請求に応じて貸金庫を開く」ことになるとする見解が存在する（大西・前掲注(11)394 頁。松本崇「保護預り制度と契約類型論（下）——セーフティ・バッグ規定の法律構成をめぐって」手形研究 320 号（1981 年）23-25 頁も同旨。甲斐・前掲注(12)13 頁は、貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約と考える立場を貫徹すれば、貸金庫も債務者の占有する金庫にあたる应考虑すべきであるとする）。しかし、これに対しては、銀行の店舗内に存在する貸金庫が「債務者の占有する金庫その他の容器」に該当するとはいえないという批判が存在するほか（香川保一監修『注釈民事執行法 第 5 巻』（金融財政事情研究会・1985 年）226 頁〔近藤崇晴〕）、仮にその該当性を肯定するとしても、「利用者（債務者）が執行官の命令に従わなかった場合には、銀行に対して貸金庫の開扉を請求することを利用者強制する手段はないので、内容物に対する強制執行は不可能である」ことが指摘されている（河邊・前掲注(5)939 頁）。

- (22) 竹田・前掲注(17)386-387 頁、宮脇幸彦『強制執行法（各論）』（有斐閣・1978 年）208 頁。
- (23) 片岡宏一郎「判批〔最判平成 11 年 11 月 29 日民集 53 卷 8 号 1926 頁〕」民商 123 卷 1 号（2000 年）111-112 頁、柳沢・前掲注(18)258-259 頁。
- (24) 上野①・前掲注(11)68-69 頁。上野②・前掲注(11)272 頁も同旨。
- (25) 上野①・前掲注(11)69 頁、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(4)』（第一法規出版・1985 年）654 頁〔住吉博〕、香川保一監修『注釈民事執行法 第 6 巻』（金融財政事情研究会・1995 年）755-756 頁〔近藤崇晴〕、上野②・前掲注(11)274-275 頁。なお、利用者の銀行に対する貸金庫内容物の引渡請求権を基礎づけるために、

によれば、利用者の債権者は、利用者が銀行に対して有する動産引渡請求権を差し押さえて（民事執行法 143 条）、銀行が貸金庫内容物を執行官に任意に引き渡すことを求め（民事執行法 163 条 1 項）、銀行が任意に応じない場合には、取立訴訟を提起し（民事執行法 157 条 1 項）、債務名義を取得して執行官への動産の引渡しを強制することができる（民事執行法 169 条 1 項）⁽²⁶⁾。

以上のような議論状況のもとで、平成 11 年判決が登場することになる。次に、その検討に移ることにしよう。

②平成 11 年判決の判示内容

a 事実関係と訴訟経過

この事件では、訴外 A が Y 銀行と貸金庫契約を締結していた。A の債権者 X は、Y 銀行が A から「現金、株券など有価証券、貴金属」を預かり保管中であると主張し、A に対する仮執行宣言付支払命令に基づく強制執行として、A の Y 銀行に対する所有権又は貸金庫契約に基づく動産引渡請求権を差し押さえた。A に対する差押命令の送達から 1 週間が経過したため、X は Y 銀行に執行官への動産引渡しを求めたが、Y 銀行がこれに応じなかったため、Y 銀行に対して取立訴訟を提起した。

第一審（大阪地判平成 7 年 3 月 17 日）は、Y 銀行が貸金庫契約に基づいて内容物の返還義務を負うわけではないこと、及び、Y 銀行が貸金庫内容物について民法上の占有を有しないことを指摘したうえで、A は Y 銀行に対して、所有権又は貸金庫契約に基づく動産の引渡請求権又は返還請求権を有しないとし、被差押債権が存在しないと判示した。

これに対して、第二審（大阪高判平成 7 年 11 月 22 日）は、Y 銀行が貸金庫内容物について（利用者と重疊的に）包括的な占有を有するとし、Y 銀行が X による貸金庫内容物の提出の求めを拒否したときは、X は、A の Y 銀行に対する動産引渡請求権の差押えを申し立て、その取立訴訟を提起することができるとした。しかし、動産引渡請求権が所有権又は貸金庫契約のいずれに基づくものであるにせよ、取立訴訟が認められるには、具体的な個々の動産が貸金庫内に現実に存在することの主張立証が必要であるとし、本件では、貸金庫内の動産の存在に関する立証がないため、A の Y 銀行に対する動産引渡請求権を肯定することができないと判示した。

b 判旨

(a) 銀行の占有の特色と利用者の引渡請求権の内容

以上に対して、最高裁は、まず、Y 銀行による貸金庫内容物の有無について、銀行の協力なしに利用者が貸金庫内容物を取り出すことができないことに着目し、「銀行は、貸金庫の内容物に事実上の支配を及ぼしており、その『所持』（民法一八〇条）を有する」としたうえで、「銀行は、業務として貸金庫取引を行うものであり、貸金庫の安全保持を通じてその

貸金庫契約の法的性質について、寄託契約としての性質を併有する無名契約であるとする見解も存在する（小倉・前掲注(11)194,197 頁）。

(26) この場合、執行官は貸金庫の搜索権限を有するので（民事執行法 169 条 2 項・123 条 2 項前段）、銀行の協力なしに貸金庫を開扉することができる。

内容物を安全に保管する責任を負っているから、『自己ノ為メニスル意思』（同条）を持って貸金庫の内容物を所持していることも肯定することができる」とし、「銀行は、貸金庫の内容物について、利用者と共同して民法上の占有を有する」ものとする。もっとも、銀行が貸金庫内容物について関知しないという貸金庫契約の特色に基づき、銀行の占有は「貸金庫に格納された有価証券、貴金属等の各物品について個別的に成立するものではなく、貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立するものと解するのが相当である」と判示した。銀行の占有は——貸金庫に保管される個々の物品ではなく——貸金庫内容物全体を対象とする包括的占有という特殊性を有するのである⁽²⁷⁾。

次に、本判決は、利用者が銀行に対して、貸金庫契約に基づく貸金庫内容物の引渡請求権を有するとする。もっとも、そこでいう引渡請求権の内容は、銀行が有する占有の特殊性に基づいて、「貸金庫の内容物全体を一括して引き渡すことを請求する権利」（一括引渡請求権）であるとする。そして、「貸金庫内容物全体を一括して引き渡すこと」の意義について、「利用者は、貸金庫契約に基づいて、銀行に対し、貸金庫室への立入り及び貸金庫の開扉に協力すべきことを請求することができ、銀行がこれに応じて利用者が貸金庫を開扉できる状態にすることにより、銀行は内容物に対する事実上の支配を失い、それが全面的に利用者に移転する」と述べる⁽²⁸⁾。利用者が貸金庫契約に基づいて、銀行に対し、「内容物を取り出すことのできる状態にするよう請求する」権利が「内容物の引渡しを求める権利にほかならない」とするのである⁽²⁹⁾。その反面として、利用者は、銀行に対して貸金庫内の特定の物品を選別し、それを取り出して交付することまでは求められないことになる⁽³⁰⁾。本判決は、以上の意味での一括引渡請求権に対する債権執行を肯定するのである。

本判決は、結論として原告の請求を肯定したので——第一審判決及び第二審判決が原告の請求を否定するために、所有権に基づく引渡請求及び貸金庫契約に基づく引渡請求の双方について判示する必要があったのと異なり——貸金庫契約に基づく引渡請求についてしか判示していない。それゆえ、利用者の引渡請求を肯定するうえで、必ずしも銀行の占有の有無・内容について判示する必要はなかったといえる。銀行の占有に関する本判決は、利用者の一括引渡請求権の内容を明らかにする前提に過ぎないものと理解されている⁽³¹⁾。

-
- (27) 河邊・前掲注(5)899頁は、銀行の占有を「封緘占有」に類する一個の包括的な占有であるとする。
- (28) 河邊・前掲注(5)925-926頁は、この意味での引渡しが、現実の引渡し（民法182条1項）に該当するとする。
- (29) この判示に関連して、北川弘治裁判官補足意見は、「差押命令申立書及び差押命令の差し押さえるべき債権（被差押債権）の表示並びに取立訴訟の判決の主文においては、右引渡しの方法を明らかにしておくことが相当である」とする。
- (30) それゆえ、学説上は、本判決のいう一括引渡請求権の内容は、かつての学説が主張していた貸金庫開扉協力請求権と異なることが指摘されている（片岡・前掲注(23)111頁、長谷部由起子「判批〔最判平成11年11月29日民集53巻8号1926頁〕」リマークス2021（上）132頁、宮川不可止「貸金庫の内容物の占有関係」京都学園法学59巻1号（2009年）28頁）。
- (31) 柳沢雄二「貸金庫内容物に対する強制執行(3)」早稲田大学大学院法研論集118号（2006年）99頁、山本研「判批〔最判平成11年11月29日民集53巻8号1926頁〕」上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2020年）133頁。

そしてそれゆえ、利用者が、銀行に対して、貸金庫内容物の所有権に基づく引渡請求権を有するか否かは、本判決の判示内容には含まれないことになる。もっとも、本判決が敢えて銀行の占有の特殊性に言及したことを重視すれば、銀行が貸金庫内に保管される個々の物品についての占有を有しないことを理由として、利用者の所有権に基づく引渡請求権が否定されるとの結論を導きやすいことが指摘されている⁽³²⁾。

(b) 差押えの効力と被差押債権の特定

次に、本判決は、利用者の一括引渡請求権に対する差押えの効力について、「差押禁止物や換価価値のない物を含めて貸金庫内に在る動産全体の引渡請求権に差押えの効力が及ぶ」としつつ、「執行官をして、貸金庫の内容物全体の一括引渡しを受けさせた上、売却可能性を有する動産の選別をさせるのが相当である[る]」とする⁽³³⁾。そして、債権者が「特定の種類の動産に限定して引渡請求権の差押命令を申し立てた場合、その趣旨は、執行裁判所に対して売得金の配当を求める動産の範囲を限定するものと解するのが相当である」とし、執行官は「売却可能な動産を選別するに当たってこの制限に服すべきものである」と判示した。

本判決は、以上のような執行官の対応を前提としたうえで、「貸金庫契約に基づく引渡請求権の差押えにおいては、貸金庫を特定することによって引渡請求権を特定することができる」とし、取立訴訟においても「差押債権者は、貸金庫を特定し、それについて貸金庫契約が締結されていることを立証すれば足り、貸金庫内の個々の動産を特定してその存在を立証する必要はない」とする。債権者が利用者の一括引渡請求権を差し押さえたり、銀行に対して取立訴訟を提起したりする場合——執行官が売却可能な動産を選別することを前提として——対象となる貸金庫を特定すれば足りるものとされるのである⁽³⁴⁾。

③平成 11 年判決が与える示唆

以上の平成 11 年判決は、その判示内容を超えて、本稿の検討対象との関係で、いくつかの示唆を与える。

まず、前述(②b(a))のように、平成 11 年判決は、貸金庫契約に基づく利用者の一括引渡請求権に対する債権執行を肯定したものであり、銀行の貸金庫内容物に対する占有の有無及び内容に関する判示は、一括引渡請求権を導く前提として論じられたものに過ぎない。しかし、平成 11 年判決が、貸金庫契約の秘匿性という特徴を踏まえて、銀行に貸金庫

(32) 河邊・前掲注(5)925 頁。

(33) この判示に関連して、北川弘治裁判官補足意見は「執行官は、調書を作成する等の方法により、引渡しを受けた動産の種類、数量等を明確にすべきである」とする。この指摘を受けて、「民事執行規則の一部を改正する規則」(平成 11 年最高裁判所規則第 11 号)により、民事執行規則 142 条の 2 が新設され、執行官が動産の引渡しを受けた場合には、速やかに、受領調書を作成して、執行裁判所に提出しなければならないこととされた(河邊・前掲注(5)932 頁)。

(34) このほか、平成 11 年判決を前提とした貸金庫内容物に対する強制執行の詳細については、鈴木尚久「貸金庫の内容物に関する強制執行——最高裁判所平成 11 年 11 月 29 日第 2 小法廷判決に基づく考察」自由と正義 51 卷 3 号(2000 年)14 頁、鈴木尚久「貸金庫内の動産に対する強制執行」山崎恒＝山田俊雄編『新・裁判実務大系 第 12 卷 民事執行法』(青林書院・2001 年)254 頁、早山眞一郎「貸金庫内容物(動産)に対する強制執行再考」新民事執行実務 13 号(2015 年)113 頁。

内容物全体に対する包括的占有を肯定したことは、所有権に基づく引渡請求との関係でも示唆を与えるものといえる。伝統的通説と異なり、銀行に貸金庫内容物の占有を認めるとしても——伝統的通説を批判する従前の学説とは異なり——当該占有は個別の物品を対象とする占有ではない（個別の物品を占有するのは利用者である）と考えられるのである。

次に、平成 11 年判決は貸金庫内容物に対する動産執行について判示するものではないものの、同判決が、銀行が「貸金庫の内容物に事実上の支配を及ぼしており、その『所持』（民法一八〇条）を有する」と判示したことを重視すれば、銀行が——貸金庫内容物全体を対象とするにせよ——貸金庫内容物に対する民事執行法上の占有を有するとの帰結を導きやすいと考えられる。このような理解によれば、貸金庫内容物は債務者以外の者の占有する動産に該当し、それを差し押さえるために、銀行が任意に貸金庫内容物を引き渡すことが必要となる（民事執行法 124 条）。そして、そこでいう貸金庫内容物の引渡しとは、平成 11 年判決を前提とすれば、銀行が利用者の求めに応じて「利用者が貸金庫を開扉できる状態にすること」、「内容物を取り出すことのできる状態にすること」を意味すると考えられる。以上のような理解を前提として、平成 11 年判決の北川弘治裁判官補足意見は、貸金庫内容物に対する執行が「本来は、動産執行（法〔民事執行法〕一二四条）の方法によるべきもの」であるとし、「銀行としては、動産執行に際しては、その占有を放棄し、利用者に内容物を引き渡すのと同じ方法（約定の利用方法）でこれを執行官に提出すればよい」とするのである⁽³⁵⁾。

このことを前提として、最後に、動産執行を含む民事執行の局面では、執行官が執行手続の一環として貸金庫を開扉するので、銀行が貸金庫の開扉に協力することに支障は少ないといえる。平成 11 年判決も、この点を踏まえた判示を行っている（② b（b）参照）。これに対して、本稿が検討対象とする相続の場面では、利害関係者が銀行に貸金庫開扉への協力を求めることになる。そのため、貸金庫を開扉する権限の有無をいかにして確認するか、また貸金庫を開扉した者が貸金庫内容物の選別・取出しを適切に行うことをいかに確保するかが、重要な問題となるのである。

以上の貸金庫契約をめぐる法律関係の分析を前提として、以下では、遺言による貸金庫内容物の承継の問題を検討していくことにしよう。

3 遺贈による貸金庫内容物の承継

（1）貸金庫内容物の所有権の承継と貸金庫契約上の地位の承継

まず、貸金庫内容物が遺贈の対象とされた場合からみていこう。遺贈は、法定相続人に対しても、法定相続人以外の者に対しても行うことができるが、以下では、法定相続人以外の者に対して遺贈がなされた場合を念頭に置いて議論を進めることにする。

遺言において貸金庫内容物の遺贈が定められていた場合、相続開始時に、受遺者は、貸金

(35) 北川弘治裁判官補足意見は「引渡請求権が差し押さえられた場合に任意に貸金庫を開扉する行為が債務不履行にならないことはもとより、そもそも、任意に動産執行に応じて貸金庫の内容物を提出したとしても、社会的に許容される行為として違法性を欠き、利用者に対する債務不履行となる余地はない」とし、貸金庫契約の取引規定の解釈としても、動産執行を含む民事執行の場合には、「法令の定めるところにより」（全銀協ひな型 12（緊急措置）参照）、銀行が貸金庫を開扉できるものと解すべきことを主張する。

庫内容物の所有権を取得するものと解される。遺贈には、物権的効力があると考えられているからである⁽³⁶⁾。

他方、貸金庫契約については、相続により、法定相続人に承継される（民法 896 条本文）⁽³⁷⁾。実務上、利用者の死亡は貸金庫契約の終了事由とは考えられておらず⁽³⁸⁾、貸金庫契約上の法的地位は相続の対象となる。また、法定相続人が複数存在する場合には、普通預金契約などに関する近時の判例（最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁、最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁など）を前提とすれば、貸金庫契約上の地位は、共同相続人の準共有（民法 264 条本文）となるものと解される。

これに対して、遺言に貸金庫内容物の遺贈に関する定めがあることを根拠として、遺言者が、貸金庫契約上の地位を受遺者に承継させる意思を有していたと解釈することは困難といえる。とりわけ、貸金庫内に遺贈目的物以外の物品が保管されていた場合には、遺言者の意思は、遺贈目的物のみを受遺者に承継させる意思を有していたに過ぎず、貸金庫契約上の地位まで受遺者に承継させる意思を有していたとは考え難い。また、仮に遺言者が遺言において、貸金庫契約上の地位を受遺者に移転する旨を明示的に定めていたとしても、契約上の地位の移転には契約相手方の承諾が必要とされる（民法 539 条の 2）。貸金庫契約の借主としての地位は、使用料の支払いなどの債務を包含するものであるため、契約相手方である銀行の承諾なしに、その移転を認めるべきではないと考えられる。それゆえ、銀行の承諾のない限り、貸金庫契約上の地位は受遺者に移転しないことになる。

このように、貸金庫内容物が遺贈の対象とされた場合、相続の開始によって、貸金庫内容物の所有権が受遺者に移転する一方で、貸金庫契約上の地位は法定相続人（共同相続人）に承継されるのである。

（２）貸金庫内容物の貸金庫からの取出し

①貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことが必要とされる理由

以上を前提として、受遺者は、遺贈目的物である貸金庫内容物を貸金庫から取り出すべきことになる。その理由は、まず、所有権取得の対抗要件具備の必要性に求められる⁽³⁹⁾。受遺者は、動産である貸金庫内容物の所有権取得を第三者に対抗するために、その占有を取得し

(36) 大判大正 5 年 11 月 8 日民録 22 輯 2078 頁（債権の遺贈）以来の判例の立場である。

(37) 時岡・前掲注(11)7 頁、大西・前掲注(4)79 頁、大西・前掲注(11)395 頁、松本・前掲注(21)26 頁、宮下・前掲注(11)317 頁、鈴木・前掲注(4)26-27 頁、和田・前掲注(14)37 頁、小笠原ほか・前掲注(6)79 頁、渡邊・前掲注(6)45 頁、佐々木・前掲注(6)67 頁、遠藤ほか監修・前掲注(12)1001 頁。

なお、東京高判昭和 58 年 7 月 28 日金法 1054 号 46 頁は、貸金庫契約上の地位（貸金庫使用权）の承継が問題となった事案について、相続により、貸金庫契約上の地位が法定相続人に承継されることを前提とした判示を行う。同判決については、後掲注(58)も参照。

(38) 全銀協ひな型は、貸金庫契約の相続を前提としたうえで、借主について相続の開始があったことを、銀行による貸金庫契約の解約事由として規定する（全銀協ひな型 10（解約等）(2)②）。

(39) 遺贈による不動産承継の対抗について、最判昭和 39 年 3 月 6 日民集 18 卷 3 号 437 頁、最判昭和 46 年 11 月 16 日民集 25 卷 8 号 1182 頁。

なければならないからである（民法 178 条）。占有取得の方法には、現実の引渡し（民法 182 条 1 項）、簡易の引渡し（民法 182 条 2 項）、占有改定（民法 183 条）及び指図による占有移転（民法 184 条）が認められている。しかし、受遺者が現に遺贈目的物を所持していない以上、簡易の引渡しによる占有取得はできない。また、指図による占有移転によって占有を取得することもできないと考えられる。銀行は、個別の貸金庫内容物について占有を有しないからである。仮に、平成 11 年判決を踏まえて、貸金庫内容物に対する銀行の占有を認めるとしても、その占有は、貸金庫内容物全体に対する包括的占有であり、銀行が個々の貸金庫内容物に対する占有を有するのではない。それゆえ、法定相続人が銀行に対して受遺者のために遺贈目的物である貸金庫内容物を占有することを命じるという形での占有の移転はできないのである⁽⁴⁰⁾。その結果、受遺者が対抗要件を具備する方法は、現実の引渡し又は占有改定によるべきことになる。

もっとも、受遺者が遺贈目的物を貸金庫から取り出すべき理由は、対抗要件具備の必要性に限られない。遺贈目的物について権利を有しない者（例えば、法定相続人）が、善意・無過失の第三者に対し、売買などの取引行為に基づいて遺贈目的物の占有を移転した場合には、当該第三者が所有権を取得する（民法 192 条）。そして、その反射的効果として、受遺者は遺贈目的物の所有権を喪失することになる。このような即時取得による所有権の喪失を防ぐためには、受遺者は、遺贈目的物の現実の所持を得ることが望ましいといえる。そこで、以下では、受遺者が、遺贈目的物を貸金庫から取り出し、その現実の所持を得る方法について検討する。

②請求の相手方と法的根拠

まず、受遺者は、遺贈目的物である貸金庫内容物の所有権に基づき、銀行に対して、貸金庫内容物の引渡しを請求することはできないと考えられる。銀行は——貸金庫内容物全体に対する包括的占有を有することはあっても——個々の貸金庫内容物を占有するわけではないからである。実質的にも、銀行は遺贈目的物が貸金庫に保管されているか否かを知らないため、受遺者の引渡請求に応じることができない。また、銀行が、遺贈目的物の保管の有無を調べるために、法定相続人に無断で貸金庫を開扉することは、貸金庫契約上の義務に違反し、債務不履行責任（民法 415 条 1 項本文）を構成する可能性があると考えられる⁽⁴¹⁾。

そこで、受遺者は、法定相続人に対して、遺贈目的物の引渡しを求めるべきことになる。その法的根拠としては、まず、所有権に基づく引渡請求が考えられる。相続の開始により、受遺者が遺贈目的物の所有権を取得する一方で、貸金庫内容物の占有を有するのは、貸金庫契約上の地位を承継した法定相続人だからである。

また、法定相続人は受遺者に対して遺贈義務を負う。それゆえ、受遺者は、法定相続人に対して、遺贈義務の履行請求として、遺贈目的物の引渡しを請求することもできるのである（民法 998 条参照）。

(40) 二宮周平ほか「座談会 遺言執行者の実務」家庭の法と裁判 30 号（2021 年）22 頁〔増田勝久〕参照。平成 30 年改正過程での議論について、後掲注(95)も参照。

(41) このほか、プライバシー侵害を理由とする不法行為責任（民法 709 条）も問題となりうる。

③貸金庫から貸金庫内容物を取り出す方法

a 法定相続人による任意の引渡し

受遺者による遺贈目的物の引渡請求に対して、法定相続人がこれに任意に応じる場合、法定相続人は、貸金庫契約の当事者として、貸金庫を開扉し、遺贈目的物を取り出して、引き渡すべきことになる。もっとも、法定相続人が複数存在する場合には、誰が貸金庫を開扉できるかが問題となる。相続開始によって、貸金庫契約上の地位が共同相続人の準共有となることを前提として（(1)参照）、貸金庫の開扉を管理行為と評価するのであれば⁽⁴²⁾、各共同相続人の相続分の割合に応じて、その過半数の同意により貸金庫を開扉できる（民法 264 条本文・252 条本文）⁽⁴³⁾。これに対して、貸金庫の開扉を変更行為（処分行為）と考えるのであれば、共同相続人全員が共同で貸金庫の開扉を行う必要があることになる（民法 264 条本文・251 条）⁽⁴⁴⁾。前者の見解は、その根拠として、「開扉請求が債権自体の行使であり、しかもその債権が用益的なものであること⁽⁴⁵⁾」、及び、後者の見解によれば「共同相続人が不明な場合などには妥当な結果が得られない⁽⁴⁶⁾」ことを挙げる。しかしながら、貸金庫開扉への協力が、貸金庫契約における銀行の主要な債務の履行であることからすれば、貸金庫の開扉は貸金庫契約上の地位に関する変更行為（処分行為）に該当するものと解すべきように思われる。また、貸金庫の開扉が、貸金庫内容物の取出し（それに伴う無権利者による貸金庫内容物の処分のおそれ）という重大な結果を招来することからすれば、慎重な手続が要請されてしかるべきと考えられる。それゆえ、共同相続人は全員で貸金庫を開扉する必要があると解される。このことを前提として、銀行は、利用者の除籍謄本・戸籍謄本などにより、共同相続人の範囲を確認し、共同相続人全員の印鑑証明書の提出を求めたうえで、共同相続人全員の立会いを求めるか、立ち会うことのできない相続人には他の共同相続人に対して貸金庫開扉を委任する旨の委任状の提出を求めるなどの手続を履践して⁽⁴⁷⁾、貸金庫の開扉

(42) 貸金庫の開扉を保存行為と解すれば、共同相続人が単独で行うことが可能となるが（民法 264 条本文・252 条ただし書）、本文で述べる理由に基づき、貸金庫の開扉を保存行為と解するのは妥当でないと考えられる（大西・前掲注(11)397-398 頁も参照）。このほか、貸金庫使用権が不可分債権であることを理由として、各共同相続人が共同相続人全員のために貸金庫の開扉を請求できる（民法 428 条・432 条）とする解釈の余地も指摘されるが（新美・前掲注(4)257 頁）、「共同相続人間に『早い者勝ち』の結果を認めることになり、妥当でない」という——正当と評すべき——批判が向けられている（新美・前掲注(4)258 頁。蓮井・前掲注(11)332 頁も同旨）。

(43) 新美・前掲注(4)257-258 頁、蓮井・前掲注(11)332-333 頁。

(44) 小笠原ほか・前掲注(6)81 頁。大西・前掲注(4)79 頁、大西・前掲注(11)396 頁、松本・前掲注(21)27 頁、鈴木・前掲注(4)29 頁も参照。

(45) 新美・前掲注(4)257 頁。

(46) 新美・前掲注(4)258 頁。

(47) この点に関連して問題となるのが、受遺者が、銀行に、遺言書の原本などを提出することによって、相続人からの印鑑証明書や委任状の提出に代えることができるか否かである（とりわけ、受遺者が法定相続人の 1 人であり、遺言書の原本などの提出が可能である場合に、このことが問題となる）。法定相続人が受遺者に対して遺贈義務を負担する根拠が、遺贈を内容とする遺言に求められることからすれば、遺言書の原本などの提出をもって、貸金庫開扉に関する法定相続人の同意があったと考える余地もある。しかし、印鑑証明書や委任状が提出される場合と異なり、貸金庫の開扉について法定相続人が明示的に同意をしたわけではない。また、前述

に協力すべきことになる⁽⁴⁸⁾。

b 法定相続人に対する引渡しの強制

以上に対して、法定相続人が遺贈目的物を任意に引き渡さない場合には、受遺者は、法定相続人に対して遺贈目的物の引渡請求訴訟を提起することができる⁽⁴⁹⁾。そして、受遺者は勝訴判決を債務名義として強制執行（非金銭執行）を行うことができる。その場合の手続は、遺贈目的物に関する民事執行法上の占有の所在に関する判断によって異なるが⁽⁵⁰⁾、前述のように（2（2）③）、遺贈目的物が貸金庫内部に保管され、銀行の事実上の支配が及んでいる以上、銀行は遺贈目的物に対して民事執行法上の占有を有するものと考えられる。それゆえ、遺贈目的物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、法定相続人が銀行に対して有する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を受遺者に許す旨の命令を発することによって行われる（民事執行法 170 条 1 項）⁽⁵¹⁾。

この場合、受遺者の法定相続人に対する権利が遺贈目的物の引渡請求権であるのに対して、法定相続人の銀行に対する権利が貸金庫内容物の一括引渡請求権であるため、両者の目的物が一致しないことが問題となる。受遺者の権利を強制執行によって実現するためには、法定相続人の一括引渡請求権を差し押さえる必要がある。その一方で、受遺者が、自らの有する権利を超える利益を受けることを防ぐ必要もある。そこで、受遺者が、差押命令の申立てにおいて、受領を求める動産の範囲を遺贈目的物に限定することが考えられる。そのような申立てに基づいて差押命令が下された場合、貸金庫から取り出すことができるのは遺贈目的物に限定されるものと解することで、過剰執行を防ぐことができるのである⁽⁵²⁾。

のように（1（3））、銀行が遺言の有効性を確認するのが困難であることに鑑みれば、受遺者から遺言書の原本などの提示を受けただけで貸金庫の開扉に応じることには慎重であるべきといえる。印鑑証明書や委任状の提出などの法定相続人の関与を求めることに合理性が見出されるのである。

さらに、受遺者が法定相続人でない場合には、受遺者に貸金庫の開扉を認めることが、法定相続人との関係で銀行の債務不履行責任（民法 415 条 1 項本文）を構成する可能性がある。貸金庫の開扉により、受遺者が——遺贈目的物に限らず——貸金庫内に保管されている物品の内容を知ることができてしまうので、銀行は、貸金庫契約上の秘密保持に関する義務に違反したことになりうるからである（プライバシー侵害を理由とする不法行為責任（民法 709 条）が成立する可能性もある。渡邊・前掲注(6)47 頁参照）。この点について、遠藤ほか監修・前掲注(12)1002 頁は、受遺者による遺贈目的物の引渡請求に応じたとしても、「金融機関が善管注意義務違反等に問われることはないものと思われる」とするが、貸金庫契約上の地位を承継した法定相続人との関係で債務不履行責任が成立する可能性は否定できないものと考えられる。

- (48) 大西・前掲注(4)79 頁、宮下・前掲注(11)318 頁、小笠原ほか・前掲注(6)81 頁、渡邊・前掲注(6)46 頁、佐々木・前掲注(6)68 頁、遠藤ほか監修・前掲注(12) 1002 頁。
- (49) 法定相続人が複数存在する場合には、貸金庫の開扉との関係で、共同相続人全員に対して訴えを提起する必要があると解される。
- (50) 本文と異なり、法定相続人のみが遺贈目的物に対して民事執行法上の占有を有すると解する場合には、受遺者は、法定相続人に対して動産引渡しの強制執行を行うことになる（民事執行法 169 条 1 項）。
- (51) このほか受遺者は間接強制を選択することもできる（民事執行法 173 条 1 項前段・172 条 1 項）。
- (52) 中野＝下村・前掲注(20)800-801 頁。このような理解を示す下級審裁判例として、

もつとも、問題は、貸金庫から遺贈目的物のみが取り出されることを、いかにして確保するかである。差押命令の送達から1週間の経過により、受遺者は、銀行に対して一括引渡請求権の履行を求めることができる（民事執行法170条2項・155条1項本文）。これに銀行が任意に応じる場合には、貸金庫を開扉して、受遺者が遺贈目的物を取り出すことができる状態にすることになる。しかしそれだけでは、受遺者が遺贈目的物以外の物品を取り出すおそれが生じる。この問題を回避する方法として考えられるのが、公証人による事実実験公正証書の作成である。公証人は、自ら五感の作用により直接体験した私権に関する事実について公正証書を作成することができる（公証人法35条）⁽⁵³⁾。そこで、銀行は、貸金庫の開扉に公証人の立会いを求め、受遺者が貸金庫から遺贈目的物のみを取り出したという事実について、公証人に事実実験公正証書を作成させるという対応をとることが考えられるのである。このほか、学説上は、「貸金庫利用者の利益を守るための緊急措置として、銀行が貸金庫内容物を自ら選別した上で引渡対象動産のみを差押債権者に引き渡すことも、貸金庫規定上許された措置である⁽⁵⁴⁾」という考え方が主張されている⁽⁵⁵⁾。いずれにせよ、銀行が受遺者による取立てに任意に応じる場合には、遺贈目的物のみが貸金庫から取り出されることを確保する措置を講じる必要がある⁽⁵⁶⁾。そして、銀行が、相続財産の適切な承継の実現に協力するという観点からも、このような措置には合理性があると考えられるのである。

他方、銀行が受遺者による一括引渡請求権の履行の求めに任意に応じない場合には、受遺者は取立訴訟を提起し（民事執行法157条1項）、銀行に対する債務名義を得たうえで、動産引渡しの強制執行を行うことになる（民事執行法169条1項）。執行官は、銀行に貸金庫の開扉を求め、貸金庫から遺贈目的物を取り出したうえで、受遺者に引き渡すべきものと解される⁽⁵⁷⁾。この場合には、執行官による遺贈目的物の適切な選別・取出しを期待して良いと考えられるのである。

4 特定財産承継遺言による貸金庫内容物の承継

(1) 法定相続——共同相続と遺産分割

①貸金庫内容物の所有権の承継と貸金庫契約上の地位の承継

続いて、貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされた場合の検討に移ろう。検討の前提として、まず、被相続人が遺言を残さずに死亡し、法定相続が生じる場合についてみてお

東京高決平成21年4月30日判時2053号43頁。同決定の分析については、工藤敏隆「判批〔東京高決平成21年4月30日判時2053号43頁〕」法学研究84巻4号（2011年）111頁。

(53) 日本公証人連合会編『新訂 公証人法』（ぎょうせい・2011年）66頁。

(54) 工藤・前掲注(52)122頁。

(55) 法定相続人が受遺者に対して遺贈目的物の引渡義務を負うことが、債務名義によって確認されている以上、遺贈目的物の選別・取り出しのために銀行が貸金庫を開扉したとしても、銀行に債務不履行責任（民法415条1項本文）や不法行為責任（民法709条）は成立しないものと考えられる。

(56) 同様の問題は、受遺者が法定相続人に対する引渡請求権を被保全債権として、法定相続人の銀行に対する一括引渡請求権を代位行使（民法423条1項本文）した場合にも生じる。銀行が、受遺者の代位権行使に任意に応じる場合には、遺贈目的物以外の物品が貸金庫から持ち出されないように対策を講じることが求められる。

(57) 工藤・前掲注(52)122頁。

きたい。

相続の開始によって、法定相続人は、貸金庫内に保管された物品全ての所有権を承継する（民法 896 条本文）。法定相続人が複数存在する場合には、貸金庫内容物は、共同相続人の共有となる（民法 898 条）。そして、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の調停・審判によって遺産分割がなされ、貸金庫内容物の所有権の最終的な承継者（以下「取得相続人」という）が決定される。遺産の分割の効力は相続開始時に遡るので（民法 909 条本文）、取得相続人は、相続開始時に、被相続人から貸金庫内容物を承継したことになる。

他方、貸金庫契約上の地位は、相続の開始により、法定相続人に承継され（民法 896 条本文）、法定相続人が複数存在する場合には、共同相続人の準共有（民法 264 条本文）になるものと解される（3（1）参照）。そのうえで、遺産分割において——貸金庫内容物のみならず——貸金庫契約上の地位についても、その帰属先を決定できるかが問題となる。しかし、仮に貸金庫契約上の地位が遺産分割の対象とされたとしても、契約上の地位の移転には契約相手方の承諾を要するので（民法 539 条の 2）、銀行の承諾がなければ、遺産分割後も、貸金庫契約上の地位は共同相続人の準共有に属すると考えられる⁽⁵⁸⁾。

なお、貸金庫内容物について遺産分割を行うには、貸金庫に保管された動産の種類・内容を確認する必要がある。そのために共同相続人が全員で貸金庫を開扉し、保管された物品を全て取り出した場合には、爾後、貸金庫内容物の承継に銀行が関与することはない（貸金庫契約も解約されることになるだろう）。これに対して、貸金庫内容物の確認後、共同相続人が貸金庫での物品の保管を継続した場合には、遺産分割後に、取得相続人が貸金庫からの物品の取り出す必要が生じる。以下では、このような場合を念頭に置いて検討を進める。

②貸金庫内容物の貸金庫からの取出し

a 貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことが必要とされる理由

取得相続人は、貸金庫内容物の承継を第三者に対抗するために、対抗要件の具備を必要とする⁽⁵⁹⁾。平成 30 年改正によって新設された民法 899 条の 2 第 1 項は、遺産分割による権利の承継に関して、対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分の承継を第三者に対抗できないことを規定する。同項は、動産の相続による承継にも適用されるものと説明され

(58) この点に関連して、東京高判昭和 58 年 7 月 28 日前掲注(37)は、遺産分割調停の成立によって、共同相続人の 1 人である原告（被相続人の妻）が、「その余の遺産全部」を取得したことを根拠として、貸金庫契約上の地位（貸金庫使用権）を相続したことを認めた。しかし、銀行の承諾を問題とせずに、貸金庫契約上の地位の承継を肯定したことには疑問がある。また、この事件において、原告が貸金庫使用権を有することの確認訴訟を提起した狙いは「貸金庫を開扉しその収納物件を処分しよう」とすることにあつたと考えられる（大西武士「銀行の貸金庫使用権の相続」同『判例金融取引法 下巻』（ビジネス教育出版社・1990 年）461 頁）。そして、本判決が「貸金庫中に調停の席上言及されなかつた……高価な遺産があつたとすれば、その遺産は前記調停の対象とはなっていないものというべきである」と述べることからすれば、原告に貸金庫契約上の地位の承継を認めることは、遺産分割の対象とされなかつた財産の不当な処分を招くことになりかねず、適切とはいえない難しいものと考えられる。

(59) 遺産分割による不動産承継の対抗について、最判昭和 46 年 1 月 26 日民集 25 卷 1 号 90 頁。

ている⁽⁶⁰⁾。それゆえ、取得相続人は、貸金庫内容物の所有権取得を第三者に対抗するために、その占有を取得する必要があることになる。

この点に関連して、所有権に基づく土地の引渡請求に関する占有の所在が問題となった事案において、最判昭和44年10月30日民集23巻10号1881頁は、「被相続人の事実的支配の中にあつた物は、原則として、当然に、相続人の支配の中に承継されるとみるべきであるから、その結果として、占有権も承継され、被相続人が死亡して相続が開始するときは、特別の事情のないかぎり、従前その占有に属したものは、当然相続人の占有に移ると解すべきである」と判示した。この判示を敷衍すれば、法定相続人の1人である取得相続人は、被相続人の動産に対する占有を承継するものと考えられる。そしてまた、前述(①)のように、貸金庫契約上の地位が法定相続人に承継されることから、取得相続人は、貸金庫契約上の地位に基づき、貸金庫内容物の占有（他の共同相続人との共同占有）を取得することになる。

問題は、このような相続による占有の承継が——所有権に基づく引渡請求に関する占有の所在という意義を超えて——対抗要件具備としての意義を有するか否かである。この点について、平成30年改正の立案担当者は、法定相続による占有の承継では、取得相続人が動産所有権の取得を第三者に対抗するのに不十分であるとする⁽⁶¹⁾。また、貸金庫内容物について、取得相続人が相続によって承継するのは、他の共同相続人との共同占有であり、それによって、貸金庫内容物の所有権取得の対抗要件具備を認めることはできないものと考えられる。これらの考慮に基づき、取得相続人は、他の共同相続人から占有（単独占有）を取得する必要があることになる。

さらに、取得相続人が貸金庫内容物を貸金庫から取り出すべき理由は——受遺者の場合と同様——対抗要件具備の必要性に尽きるものではない。即時取得（民法192条）による所有権喪失のおそれを回避するためには、遺産分割により承継した貸金庫内容物を現実に所持することが望ましい。そこで以下では、取得相続人が貸金庫を開扉し、その内部に保管される貸金庫内容物の引渡しを受ける方法について検討する。

b 請求の相手方と法的根拠

まず、取得相続人は、個別の貸金庫内容物について占有を有しない銀行に対して、所有権に基づく貸金庫内容物の引渡請求をすることができない。取得相続人は、貸金庫契約上の地位が共同相続人に準共有されることを前提として、他の共同相続人に対して、引渡請求を行うべきことになる。

その法的根拠としては、まず、所有権に基づく引渡請求が考えられる。前述(a)のように、取得相続人は、他の共同相続人とともに——貸金庫契約の承継を理由として——貸金庫内容物の共同占有を有する。この共同占有は、遺産分割によって解消されるべき性質のものといえる。それゆえ、遺産分割によって貸金庫内容物の所有権を承継した取得相続人は、他の共同相続人に対して、貸金庫内容物の引渡請求を行い、共同占有の解消することができるものと解される。

また、他の共同相続人は、取得相続人に対して、遺産分割による権利承継を完全なもの

(60) 堂藺＝野口編著・前掲注(1)164頁、堂藺＝神吉編著・前掲注(1)141頁。

(61) 堂藺＝神吉編著・前掲注(1)148頁。

する義務を負うものと考えられる⁽⁶²⁾。それゆえ、取得相続人は、他の共同相続人に対して当該義務の履行として、貸金庫内容物の引渡しを請求することができる。

この点に関連して、他の共同相続人が取得相続人に対抗要件を具備させる義務を負うか否かにつき、平成 30 年改正の立案担当者の説明には変遷が見られる。2019 年に出版された立案担当者解説では、他の共同相続人が「対抗要件の具備に協力すべき義務を負わない⁽⁶³⁾」という考え方が、遺産分割協議の解除に関する最判平成元年 2 月 9 日民集 43 卷 2 号 1 頁（以下「平成元年判決」という）において「前提とされているようである⁽⁶⁴⁾」とされ、その根拠として、平成元年判決の調査官解説⁽⁶⁵⁾が挙げられていた。しかし、2021 年の改版に際して、「遺産分割の協議が成立した場合については、各共同相続人は、自らの意思表示の効果（合意の効果）として対抗要件具備義務を負うことがあり得る⁽⁶⁶⁾」との考え方が示され、そのような考え方が——やはり平成元年判決の調査官解説に依拠して——平成元年判決において「前提とされているようである」と説明されるに至ったのである⁽⁶⁷⁾。

ここで、共同相続人間の協議による遺産分割のみが言及されていることからすれば、立案担当者は、家庭裁判所の調停又は審判による遺産分割の場合には、他の共同相続人が取得相続人に対抗要件を具備させる義務を負わないと解するものと思われる。しかし、遺産分割が、共同相続人間の協議によるのか、家庭裁判所の調停・審判によるのかによって、他の共同相続人の対抗要件を具備させる義務の有無が左右されるのは妥当ではないと考えられる。協議による遺産分割のみならず、調停・審判による遺産分割についても、他の共同相続人に対抗要件具備を認めるべきであろう⁽⁶⁸⁾。

なお、遺産分割による権利承継の場面で、取得相続人の権利承継を完全なものとするために必要とされるのは、取得相続人に対抗要件を具備させることに限られない。貸金庫の開扉に協力することは——対抗要件の具備としての意義を有するだけでなく——取得相続人の

(62) 加毛・前掲注(2)79-80, 82 頁。

(63) 堂藪幹一郎＝神吉康二編著『概説 改正相続法——平成 30 年民法等改正、遺言書保管法制定』（金融財政事情研究会・2019 年）145 頁。

(64) 堂藪＝神吉編著・前掲注(63)146 頁注 2。

(65) 河野信夫「判解〔最判平成元年 2 月 9 日民集 43 卷 2 号 1 頁〕」最判解民事篇平成元年度 1 頁。

(66) 堂藪＝神吉編著・前掲注(1)147 頁注 2。堂藪＝野口編著・前掲注(1)167 頁注 2 も同旨。

(67) 堂藪＝神吉編著・前掲注(1)147 頁注 2。その結果、平成元年判決の調査官解説の位置付けは、改版の前後で異なることになる。もっとも、立案担当者が引用する箇所において、「遺産分割はその瑕疵なき協議の成立とともに終了し、後は協議内容に従った相続人間の遺産の引渡、登記手続等の履行問題が残されるのみとなる」としつつ、「相続人間でこれを訴求する場合の訴訟物は物権的請求権として構成される」と述べられていることからすれば（河野・前掲注(65)6 頁）、調査官解説の意図は、共同相続人間における債権債務関係の存在を否定することにあつたと考えられる（そのことが、遺産分割協議の債務不履行解除を否定した平成元年判決の結論を正当化する論拠となる）。それゆえ、立案担当者が、改版後の説明の根拠として、平成元年判決の調査官解説に言及することは適切でないと考えられる。もっとも、そもそも前提となる平成元年判決の調査官解説の説明には疑問がある。その理由については、加毛・前掲注(2)81-82 頁。

(68) このほか、特定財産承継遺言との関係での立案担当者の説明にも問題があることについて後述する（(2)②b）。

権利承継を完全なものとするために必要とされる行為ということができる。

c 貸金庫から貸金庫内容物を取り出す方法

以上の法的根拠に基づいて、取得相続人が他の共同相続人に対して、貸金庫内容物の引渡しを請求した場合において、他の共同相続人がこれに任意に応じるのであれば、取得相続人は、他の共同相続人とともに、貸金庫を開扉し、遺産分割によって承継した貸金庫内容物を取り出すことができる。

この場合も、銀行は——遺贈の場合と同様（3（2）③a）——利用者の除籍謄本・戸籍謄本などにより、共同相続人の範囲を確認し、共同相続人全員の印鑑証明書の提出を求めたうえで、共同相続人全員の立会いを求めるか、立ち会うことのできない相続人には他の共同相続人に対して貸金庫開扉を委任する旨の委任状の提出を求めるべきことになる。もっとも、取得相続人が、遺産分割協議書の原本や公証人作成の正本・謄本又は裁判所書記官作成に係る調停調書や審判書の正本・謄本を、銀行に提示した場合には、共同相続人から印鑑証明書や貸金庫開扉の委任状の提出があったのと同様に扱って良いものと考えられる。遺産分割により、他の共同相続人は、取得相続人の権利承継を完全なものとする義務を負うことになると考えられるところ、これらの書面は他の共同相続人が当該義務の履行に同意していることや、他の共同相続人の義務の存在が公的に確認されていることを示すものだからである⁽⁶⁹⁾。その結果、取得相続人は、これらの書面を銀行に提出することで——他の共同相続人が任意に貸金庫開扉に協力するか否かを問題とすることなく——貸金庫を開扉できることになる⁽⁷⁰⁾。

ただし、その場合でも、銀行は、取得相続人が遺産分割によって承継した物品以外の物品を、貸金庫から取り出すことがないように対処する必要がある。この点については、貸金庫の開扉に公証人の立会いを求め、取得相続人が遺産分割によって承継した物品のみを貸金庫から取り出したことに関する事実実験公正証書を作成させること（公証人法 35 条）や、銀行自身が貸金庫を開扉し、遺産分割による承継の対象とされた物品を選別して取り出し、取得相続人に引き渡すことが考えられる⁽⁷¹⁾。

以上のほか、取得相続人は、他の共同相続人に対して、遺産分割によって承継した貸金庫内容物の引渡請求訴訟を提起し、その勝訴判決を債務名義として強制執行を行うこともできる。その場合の手續や銀行に求められる対応については、遺贈について述べたところが妥当する（3（2）③b 参照）。

(69) 普通預金の払戻しや普通預金契約の解約申入れについて同様の考慮が妥当することについて、加毛・前掲注(2)83 頁。

(70) これに対して、大西・前掲注(4)80 頁は、取得相続人は、遺産分割による権利承継を証明しても、単独では貸金庫を開扉できないとする。もっとも、そこで懸念されるのは、取得相続人が遺産分割によって承継した物品以外の物品が貸金庫に保管されていることであり、本文に述べるような対処を講じることで、その懸念を緩和できるように思われる。

(71) 他の共同相続人が取得相続人に対して貸金庫の開扉に協力する義務を負うことを遺産分割協議書の原本などによって確認できる場合であれば、銀行は、債務不履行責任（民法 415 条 1 項本文）や不法行為責任（民法 709 条）をおそれずに、貸金庫の開扉に協力できるものと考えられる。

(2) 特定財産承継遺言

①貸金庫内容物の所有権の承継と貸金庫契約上の地位の承継

以上と対比しつつ、特定財産承継遺言によって、共同相続人の一部の者（以下「受益相続人」という）が貸金庫内容物を承継する場合を検討することにしよう。

まず、相続の開始により、受益相続人は、貸金庫内容物の所有権を承継するものと考えられる。いわゆる「相続させる」旨の遺言の効力について、最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁（以下「平成3年判決」という）は、「遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのであるから、このような遺言にあつては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである」と判示した。特定財産承継遺言についても、相続開始時に、対象財産が受益相続人に承継されるものと解される⁽⁷²⁾。

これに対して、貸金庫契約上の地位は、相続の開始により、共同相続人全員に承継され（民法896条本文）、共同相続人の準共有（民法264条本文）になると考えられる。貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされたことを根拠として、遺言者が、受益相続人に貸金庫契約上の地位までを承継させる意図を有していたと考えることは困難である。また、遺言において明示的に貸金庫契約上の地位の承継が規定されていた場合であっても、契約上の地位の移転には契約相手方である銀行の承諾を要するものと解される（民法539条の2）。

このように、貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされた場合、受益相続人が貸金庫内容物の所有権を取得する一方で、貸金庫契約上の地位は、（受益相続人を含む）共同相続人全員に承継され、共同相続人が貸金庫内容物を共同占有することになる⁽⁷³⁾。

(72) 潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂・2018年）295-296頁、水野謙「相続させる旨の遺言と相続法の改正」ジュリ1535号（2019年）65-66頁。

(73) この点に関連して、佐久間毅『民法の基礎2 物権〔第2版〕』（有斐閣・2019年）139頁は、特定財産承継遺言の対象動産について、受益相続人以外の共同相続人が、相続の開始により、占有を承継することを認めるべきではないとする。特定財産承継遺言の対象動産について「何らの権利も義務もない」他の共同相続人に、受益相続人の「所有権の行使を妨げることにしかならない占有を取得させる」べきでないことが、その理由とされる。しかしながら、まず、他の共同相続人が特定財産承継遺言の対象動産について何らの義務を負わないという理解には——後述(2)b)の通り——疑問がある。また、貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされた場合、上記の見解によれば、当該貸金庫内容物は受益相続人が単独で占有する一方で、その他の貸金庫内容物については共同相続人全員の共同占有となるが、そのような帰結は、貸金庫内容物の一括保管を内容とする貸金庫契約の性質と相容れないように思われる。

②貸金庫内容物の貸金庫からの取出し

a 貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことが必要とされる理由

受益相続人が貸金庫内容物を貸金庫から取り出すべき理由としては、まず、対抗要件具備の必要性がある。平成30年改正によって新設された民法899条の2第1項は——「相続させる」旨の遺言に関する従前の判例法理を変更し⁽⁷⁴⁾——相続による権利の承継に関して、対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分の承継を第三者に対抗できないこととした。同項は、動産を対象とする特定財産承継遺言にも適用されるものと説明されている⁽⁷⁵⁾。それゆえ、受益相続人は、貸金庫内容物の所有権取得を第三者に対抗するため、その占有を取得する必要があることになる。また、即時取得(民法192条)による所有権喪失のおそれを回避するためには、受益相続人は、対象財産を貸金庫から取り出して、自らの単独占有のもとに置くことが望ましいといえる。

b 請求の相手方と法的根拠

特定財産承継遺言の場合についても、受益相続人が、貸金庫内容物の引渡しを請求すべき相手方は——銀行ではなく——他の共同相続人である。その法的根拠としては、まず、所有権に基づく引渡請求が考えられる。受益相続人を含む共同相続人が貸金庫内容物について有する共同占有は——遺産分割方法の指定という法的性質を有する——特定財産承継遺言に基づき、解消されるべきものといえる。そこで、受益相続人は、特定財産承継遺言による所有権の承継を根拠として、他の共同相続人に対し、貸金庫内容物の引渡しを請求できる。

また、他の共同相続人は、受益相続人に対して、特定財産承継遺言による権利の承継を完全なものとする義務を負うものと解される⁽⁷⁶⁾。それゆえ、受益相続人は、他の共同相続人に対して当該義務の履行として、貸金庫内容物の引渡しを請求することができる。

この点に関連して、平成30年改正の立案担当者は、他の共同相続人が、特定財産承継遺言による権利承継について、受益相続人に対抗要件を具備させる義務を負わないとする⁽⁷⁷⁾。

(74) 民法899条の2第1項の新設により、「相続させる」旨の遺言に関する従前の判例法理が変更された理由については、加毛・前掲注(2)84-86頁参照。

(75) 堂藪＝野口編著・前掲注(1)164頁、堂藪＝神吉編著・前掲注(1)141頁。これに対して、佐久間・前掲注(73)139頁は、前述した理由に基づき(前掲注(73)参照)、特定財産承継遺言による動産所有権の取得について、民法899条の2第1項の適用を否定する可能性を示唆する。

(76) 加毛・前掲注(2)89-90, 90-91頁。

(77) そして、他の共同相続人が対抗要件を具備させる義務を負わないことから、受益相続人が単独に対抗要件を具備する方法が必要となり、債権の承継に関する債務者対抗要件について、民法899条の2第2項が新設されたと説明することになる(堂藪＝野口編著・前掲注(1)166頁、堂藪＝神吉編著・前掲注(1)144-145頁)。このような説明を支持する見解は、実務・学説の双方において有力である(東京弁護士会編『ケースでわかる改正相続法』(弘文堂・2019年)236-237頁〔吉直達法〕、潮見佳男ほか編著『Before/After 相続法改正』(弘文堂・2019年)7頁〔水津太郎〕、大村敦志＝窪田充見編『民法(相続法)改正のポイント』(有斐閣・2019年)142頁〔宮本誠子〕)。さらに、特定財産承継遺言による不動産の承継に関して、受益相続人による単独の登記申請が認められる根拠を、他の共同相続人が対抗要件具備義務を負わないことに求める見解も存在する(水津太郎「相続による権利および義務の承継——899条の2と902条の2について」法時92巻4号(2020年)75頁)。

その理由として、まず挙げられるのが、権利移転の「直接的な原因」が被相続人の意思表示でないことである。すなわち、「特定遺贈や死因贈与のように、権利移転の直接的な原因が被相続人の意思表示に求められるものについては、その相続人は当該意思表示によって被相続人が負うこととなる対抗要件具備義務（対抗要件の具備に協力すべき義務）を相続によって承継したという説明をすることが可能である」のに対して、「特定財産承継遺言や相続分の指定のように、被相続人の意思表示が要素に含まれるものの、権利移転の直接的な原因は相続という法定の原因に求められるものについては、被相続人の下に生じた義務を相続人が承継したという説明をすることは困難であると考えられる」と説明する。そして「相続による権利の承継について誰がいかなる義務を負うかについては、基本的に法律で定められるべきものと考えられるが、現行法上、相続人に対抗要件具備義務を負わせる根拠となる規定はな [い]」ことから、「相続人は対抗要件具備義務を負わない」とするのである⁽⁷⁸⁾。

まず、相続人が被相続人の対抗要件具備義務を「相続によって承継した」という説明や「被相続人の下に生じた義務を相続人が承継した」という説明は、遺贈などの意思表示を「直接的な原因」とする権利承継について、被相続人が対抗要件具備義務を負い、それが相続によって相続人に承継される（民法 896 条本文）という理解を前提とするように思われる。しかし、遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずるので（民法 985 条 1 項）、被相続人が生前から対抗要件具備義務を負っているわけではない。それゆえ、遺贈の場合に、被相続人の対抗要件具備義務を、相続人が相続によって承継するという説明には論理の飛躍がある。他方、現行民法に「相続人に対抗要件具備義務を負わせる」明示的な規定が存在しないのは確かである。しかし、現行民法が——遺言執行における遺言執行者の存在を必須のものとして⁽⁷⁹⁾——遺言執行の第一次的主体として法定相続人を想定することに鑑みれば⁽⁸⁰⁾、法定相続人が、特定財産承継遺言という遺言の内容を実現する義務を負うものと解することが、相続法の構造に合致していると考えられる。以上によれば、権利移転の「直接的な原因」に着目する立案担当者の説明は、十分な説得力を有するものとはいえないのである。

もっとも、令和 3 年 3 月 5 日に国会提出された「民法等の一部を改正する法律案」では、不動産登記法を改正し、「遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の移転の登記は、不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができるものとする」とされている。遺贈の場合には、遺贈義務者が対抗要件具備義務を負うことからすれば、対抗要件具備義務を負う者の有無が、不動産登記の単独申請の可否に直ちに結びつくわけではないことになる。しかし、これらの実務家・研究者の見解においては、その立論の前提となる、他の共同相続人が対抗要件具備義務を負わないことの根拠について、十分な説明がなされているわけではない。それゆえ、本文で紹介する立案担当者の説明は、この問題の検討にとって重要な意義を有するものといえる。

- (78) 堂藪＝神吉編著・前掲注(1)146 頁注 2。以上の叙述も 2021 年の改版に際して追加されたものである（(1) ②b 参照）。堂藪＝野口編著・前掲注(1)167 頁注 2 も同様の説明をする。
- (79) 平成 30 年改正の立案担当者は、現行法上「遺言の執行は遺言執行者によることとされ [ている]」と説明するが（堂藪＝野口編著・前掲注(1)167 頁注 2、堂藪＝神吉編著・前掲注(1)146 頁注 2）、遺言執行者の指定・選任が任意である以上、日本法のもとで、遺言執行の第一次的主体は法定相続人というべきである。
- (80) 法典調査会編『民法修正案理由書 附 法例修正案 国籍法案 不動産登記法案 各理由書』（博文館・1898 年）359 頁。加毛・前掲注(9)46-47 頁も参照。

さらに立案担当者は、他の共同相続人の対抗要件具備義務を否定すべき実質的な根拠を挙げる。すなわち、一方では、特定財産承継遺言の場合、「受益相続人以外の相続人は積極財産を何ら取得しないということがあり得るところ、そのような場合にも、相続人に遺言の履行義務を負わせ、これを免れるためだけに相続放棄の手続を要することとするのは酷な面がある⁽⁸¹⁾」として、他の共同相続人の負担の問題が指摘される。他方で、「受益相続人が他の相続人全員の協力を得るのは必ずしも容易ではないと考えられ〔る〕⁽⁸²⁾」として、受益相続人の負担への懸念も主張される（それゆえ、受益相続人が単独で対抗要件を具備する手段が必要になると説明される⁽⁸³⁾）。

しかしながら、以上の指摘は、相続財産の適切な承継のために、共同相続人の関与を重視する立場からすれば⁽⁸⁴⁾、むしろ受益相続人及び他の共同相続人に一定の負担を課すことが正当と評価されることになる。とくに、立案担当者が懸念する受益相続人の負担が大きくなるのは、共同相続人間に相続財産の承継に関する争いがある場合であると想定されるが、そのような場合には、むしろ共同相続人を財産承継に関与させる方が、紛争悪化の防止につながることも考えられる。この点は、被相続人の死亡（法人格の消滅）に伴う相続財産の承継について、どの程度の慎重さを求めるべきかという価値判断にかかわる。立案担当者の挙げる実質的論拠もまた、批判を免れるものではないのである。

以上に加えて、立案担当者の見解が——本稿の検討対象ではないものの——債権の特定財産承継遺言との関係で、必ずしも望ましいとはいえない帰結を導く可能性があることからすれば⁽⁸⁵⁾、他の共同相続人が対抗要件具備義務を負うものと解すべきように思われる。

(81) 堂蘭＝神吉編著・前掲注(1)146頁注2。

(82) 堂蘭＝神吉編著・前掲注(1)147頁注2。

(83) もっとも、このような説明による場合には、特定財産承継遺言による債権の承継について民法899条の2第2項が新設されたのと異なり（前掲注(77)参照）、動産の承継については、受益相続人が単独で対抗要件を具備する方法が存在しないことが問題となる（立法の不備を指摘するものとして、武川幸嗣「共同相続と対抗要件（新899条の2）」金判1561号（2019年）24-25頁、水津・前掲注(77)76頁）。そこで、指図による占有移転（民法184条）について、民法899条の2第2項の「類推適用により、またはその法意に照らし」、受益相続人が単独で指図できるものと解すべきことや（潮見ほか編著・前掲注(77)5頁〔水津太郎〕）、簡易の引渡し（民法182条2項）について、遺言にその意思表示が含まれていると解すべきこと（佐久間・前掲注(73)138,139頁）が主張されている。

(84) 金子敬明「相続による権利・義務の承継と第三者」民商155巻2号（2019年）278-281頁参照。

(85) 立案担当者の見解によれば、債務者対抗要件の具備に関して、他の共同相続人が任意に協力しない場合、受益相続人は、他の共同相続人に対して、（自らとともに）債務者に通知することを強制できない。そこで、受益相続人が単独で債務者対抗要件を具備できるようにするために新設されたのが民法899条の2第2項であるが、同項は「遺言の内容（……）を明らかにして」債務者に通知をすることを要件とするので、受益相続人が遺言書の原本などを提示できない場合には、同項に基づく通知をすることができない。そこで、受益相続人は、遺言執行者がいない場合には、遺言執行者の選任を家庭裁判所に請求し（民法1010条）、選任された遺言執行者に債務者への通知をさせる以外に、債務者対抗要件を具備する方法を有しないことになる（なお、遺言執行者も、債務者への通知に際して、遺言執行者としての資格を証明するため、遺言書の原本などを債務者に提示する必要があると考えられる。加毛・前掲注(2)97頁）。その結果、債権の受益相続人は、債権の受遺者——法定相

c 貸金庫から貸金庫内容物を取り出す方法

受益相続人が特定財産承継遺言の対象とされた貸金庫内容物の引渡しを請求したのに対して、他の共同相続人がこれに任意に応じる場合には、受益相続人は、他の共同相続人とともに貸金庫を開扉し、当該貸金庫内容物を取り出すことができる。

この場合、銀行は、利用者の除籍謄本・戸籍謄本などにより、共同相続人の範囲を確認し、共同相続人全員の印鑑証明書の提出を求めたうえで、共同相続人全員の立会いを求めるか、立ち会うことのできない相続人には他の共同相続人に対して貸金庫開扉を委任する旨の委任状の提出を求めることになる。この点について問題となるのが、受益相続人が遺言書の原本などを銀行に提示した場合に、共同相続人から印鑑証明書や貸金庫開扉の委任状の提出があったのと同様に、受益相続人による貸金庫の開扉を認めて良いか否かである。前述のように、他の共同相続人は、受益相続人の権利承継を完全なものとする義務を負っていると考えられるが、当該義務の根拠となるのは、被相続人の遺言である。それゆえ、受益相続人が遺言書の原本などを銀行に提示した場合に、当該遺言書に基づく遺言（特定財産承継遺言）が有効であるとすれば、他の共同相続人は——当該特定財産承継遺言に拘束される以上——貸金庫の開扉に同意しているものと扱って良いという考え方がありうる⁽⁸⁶⁾。この考え方によれば、遺産分割による貸金庫内容物の承継について、取得相続人が銀行に遺産分割協議書の原本などを提示した場合と同様の帰結が導かれる（(1) ② c 参照）。

しかしながら、銀行が遺言の有効性を確認することには——遺産分割協議書の原本などの有効性を確認することと比較して——困難が伴う。前述のように（1 (3)）、遺言の偽造のおそれがあることに加えて、遺言の撤回・撤回擬制の可能性があるため、遺言書の記載のみからは、遺言の有効性を判断できないからである。そのような事情に鑑みれば、銀行が、遺言書の提示を受けただけで、貸金庫の開扉に応じることには、その内部に保管された物品の不当な処分を招くリスクが伴うのであり、他の共同相続人からの印鑑証明書や委任状の提出を求める（他の共同相続人の関与を求める）という対応には——相続財産の適切な承継という観点から——合理性を見出すことができるのである⁽⁸⁷⁾。

他方、他の共同相続人が任意に貸金庫の開扉に協力しない場合、受益相続人は、他の共同相続人に対して、特定財産承継遺言の対象とされた貸金庫内容物の引渡請求訴訟を提起し、その勝訴判決を債務名義として強制執行を行うことができる。その場合の手続については、貸金庫内容物の遺贈について述べたところが妥当する（3 (2) ③ b 参照）。

続人に対して債務者への通知を強制できる——よりも、債務者対抗要件具備の方法について制約を受けることになる。このような帰結を認めるよりも、他の共同相続人が、受益相続人に対して対抗要件を具備させる義務を負う（受益相続人が当該義務を訴えにより強制できる）ものと解する方が望ましいと考えられる（加毛・前掲注(2)90 頁参照）。

(86) 渡邊・前掲注(6)46 頁参照。なお、その場合でも、受益相続人が特定財産承継遺言の対象物以外の物品を貸金庫から取り出さないようにする措置を講じる必要がある。

(87) 二宮ほか・前掲注(40) 34 頁〔二宮周平〕参照。実務上の対応については、佐々木・前掲注(6)68 頁、二宮ほか・前掲注(40)21 頁〔田村直史〕参照。

5 遺言執行者がある場合における遺言の実現

(1) 遺贈による貸金庫内容物の承継

①貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことが必要とされる理由

以上の検討を踏まえて、最後に、遺言執行者がある場合における貸金庫内容物の遺言による承継についてみていこう。

貸金庫内容物が遺贈された場合、貸金庫内容物の所有権は受遺者に、貸金庫契約上の地位は法定相続人に承継される（3（1）参照）。そして、受遺者が貸金庫から貸金庫内容物を取り出す必要があることも、遺言執行者がいない場合と同様である。遺言執行者がある場合、法定相続人は「相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない」（民法 1013 条 1 項）ものとされ、法定相続人の妨害行為は無効となる（民法 1013 条 2 項本文）。しかし、当該行為の無効は、遺言執行者があることを知らない第三者に対抗できないので（民法 1013 条 2 項ただし書⁽⁸⁸⁾）、貸金庫内容物の所有権取得を善意の第三者に対抗するために、受遺者は対抗要件を具備する必要がある。さらに、相続債権者を含む相続人の債権者は——遺言執行者があることを知っていたか否かにかかわらず——相続財産に対する権利行使ができるので（民法 1013 条 3 項⁽⁸⁹⁾）、これらの者との関係でも、受遺者には対抗要件の具備が必要とされる。このほか、即時取得（民法 192 条）による所有権喪失のリスクがあることは、遺言執行者がいない場合と同様である。

②貸金庫から貸金庫内容物を取り出す方法

a 遺言執行者による任意の引渡し

以上を前提として、遺言執行者が存在する場合、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができるので（民法 1012 条 2 項⁽⁹⁰⁾）、受遺者は、遺言執行者に対して、貸金庫から遺贈目的物を取り出して自らに引き渡すよう求めることになる。遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、「遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」ので（民法 1012 条 1 項）、貸金庫を開扉して、遺贈目的物を取り出し、受遺者に交付する義務を負う⁽⁹¹⁾。

遺言執行者が貸金庫を開扉するには、遺言書の原本などを銀行に提示して、遺贈義務履行のために貸金庫を開扉する権限を有することを証明する必要がある。銀行が遺言の有効性について確証を得られるのであれば、遺言執行者による貸金庫の開扉に協力することになる⁽⁹²⁾。しかし、銀行が遺言の有効性を判断することには困難が伴う。それゆえ、遺言の有効性について確証を得られない場合、銀行は、貸金庫の開扉に（貸金庫契約上の地位を承継した）法定相続人を立ち会わせたり、遺言執行者による貸金庫開扉について法定相続人から委任状の提出を受けたりしたうえで、遺言執行者による貸金庫の開扉に協力すべきといえる。

(88) 民法 1013 条 2 項ただし書が、第三者の主観的要件を善意とすることの当否については、加毛・前掲注(2)93 頁注 101 参照。

(89) 民法 1013 条 3 項の立法論上の問題については、加毛・前掲注(2)94 頁。

(90) 民法 1012 条 2 項の立法論上の問題については、加毛・前掲注(2)91-92 頁。

(91) 金融取引法研究会編『一問一答 相続法改正と金融実務』（経済法令研究会・2018 年）151 頁〔浜崎祐紀〕。

(92) 遺言執行者による貸金庫内容物の不正処分を防止する観点からは、銀行は、遺言執行者による貸金庫の開扉につき、受遺者に確認をとることが望ましいといえる。

また、銀行が、遺言執行者による貸金庫の開扉に協力する場合でも、遺言執行者が遺贈目的物以外の物品を貸金庫から取り出さないようにする措置を講じる必要がある。貸金庫の開扉に法定相続人が立ち会う場合であれば問題は少ないが、そうでない場合には、貸金庫の開扉に公証人を立ち合わせて事実実験公正証書（公証人法 35 条）を作成させることが考えられる⁽⁹³⁾。

銀行が遺言執行者による貸金庫の開扉の求めに応じない場合、遺言執行者は、銀行に対して貸金庫契約上の義務履行を求める訴えを提起すべきことになる。遺言執行者が勝訴判決を得た場合には、遺言執行者の貸金庫開扉権限が判決によって確認されるので、銀行は——遺贈目的物以外の物品が貸金庫から取り出されないようにする対策を講じたうえで——遺言執行者による貸金庫の開扉に協力して良いと考えられる。銀行が任意に協力しない場合には、遺言執行者は、勝訴判決を債務名義として、動産引渡しの強制執行（民事執行法 169 条 1 項）を行うことができる⁽⁹⁴⁾。この場合、執行官は、銀行に貸金庫の開扉を求め、貸金庫から遺贈目的物を選別して取り出し、遺言執行者に引き渡すべきものと解される。

b 遺言執行者に対する引渡しの強制

他方、遺言執行者が遺贈目的物の引渡しに任意に応じない場合には、受遺者は、遺言執行者に対し、遺贈義務を根拠として、遺贈目的物の引渡しを求める訴えを提起すべきことになる。受遺者が勝訴判決を得た場合には、それを債務名義として、遺言執行者に対して強制執行を行うことができる。その場合の手続は、法定相続人に対する強制執行と同様である（3（2）③ b 参照）。

（2）特定財産承継遺言による貸金庫内容物の承継

①貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことが必要とされる理由

次に、貸金庫内容物が特定財産承継遺言の対象とされた場合、貸金庫内容物の所有権は受益相続人に承継される一方で、貸金庫契約上の地位は（受益相続人を含む）共同相続人全員に承継される（4（2）①参照）。遺言執行者がある場合にも、受益相続人は——受遺者と同様——所有権の承継について対抗要件を具備する必要がある（民法 1013 条 2 項ただし書、3 項）⁽⁹⁵⁾。また、即時取得（民法 192 条）による所有権の喪失のリスクを減少させるために、特定財産承継遺言の対象である物品を貸金庫から取り出すことが必要となる。

-
- (93) 具体的な手続については、二宮ほか・前掲注(40)22 頁〔山田知司〕。
このほか、銀行が自ら貸金庫を開扉し、遺贈目的物を選別して取り出すことも考えられる。その場合、銀行は、遺言が無効であることによって債務不履行責任（民法 415 条 1 項本文）を負う可能性を考慮して、貸金庫の開扉を行うことになる。
- (94) 遺言執行者は間接強制を選択することもできる（民事執行法 173 条 1 項前段・172 条 1 項）。
- (95) この点に関連して、法制審議会・民法（相続関係）部会の部会資料には、貸金庫内容物に関する対抗要件具備の方法について、「遺言執行者は、貸金庫を有する金融機関に、事後受益相続人のためにこれを占有すべき旨を命ずるだけでも足りる」（部会資料 23-2・14 頁）として、指図による占有移転（民法 184 条）が可能であるかのような説明がみられる。しかし、銀行は個別の貸金庫内容物について占有を有しない以上、受益相続人が、指図による占有移転によって占有を取得することはできないものと考えられる（前掲注(40)に対応する本文参照）。

②貸金庫から貸金庫内容物を取り出す方法

遺言執行者がある場合、受益相続人は、遺言執行者に対して、特定財産承継遺言の対象とされた貸金庫内容物の引渡しを求めることができる⁽⁹⁶⁾。遺言執行者は、受益相続人が対抗要件を具備するために必要な行為をできることに加え（民法 1014 条 2 項）⁽⁹⁷⁾、遺言の内容を実現するため「遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務」を有するので（民法 1012 条 1 項）、貸金庫を開扉して、特定財産承継遺言の対象とされた貸金庫内容物を取り出し、受益相続人に交付する義務を負うものと解される⁽⁹⁸⁾。

遺言執行者が銀行に対して貸金庫開扉への協力を求める場合の手続などについては、遺贈の場合と同様の考慮が妥当する（(1) ② a 参照）。また、遺言執行者が貸金庫内容物の引渡しに任意に応じない場合には、受益相続人は、遺言執行者に対し、特定財産承継遺言の履行義務を根拠として、貸金庫内容物の引渡しを求める訴えを提起できる。そして、勝訴判決を得た場合には、それを債務名義として強制執行を行うことができる。その場合の手続に関しても、遺贈について述べたところが妥当することになる（3 (2) ③ b 参照）。

6 おわりに

本稿では、貸金庫内容物が特定遺贈・特定財産承継遺言の対象とされた場合について、貸金庫内容物の所有権の承継と貸金庫契約上の地位の承継を区別する形で当事者の法律関係を分析し、遺言執行者のない場合とある場合のそれぞれにおいて、受遺者・受益相続人がいかにして貸金庫から貸金庫内容物を取り出すことができるのかを検討した。また、秘匿性という貸金庫取引の特徴に鑑み、銀行は、貸金庫の開扉に際して、相続財産の適切な承継に支障が生じないように、慎重な対応をとるべきことを指摘した。

冒頭で述べた通り（1 (2)）、日本法には、法定相続人・遺言執行者による遺言執行を支援する制度的枠組みが十分でないという問題が存在する。そのような状況のもとで、銀行には、相続財産の適切な承継の実現に貢献することが期待される。本稿は、貸金庫内容物の遺

-
- (96) 特定財産承継遺言については、遺贈に関する民法 1012 条 2 項のような規定が存在しない。そして——立案担当者の説明と異なり——他の共同相続人が、受益相続人に対し、特定財産承継遺言による権利承継を完全なものとする義務を負うという理解によれば（4 (2) ② b 参照）、受益相続人は、遺言執行者がある場合でも、他の共同相続人に対して、貸金庫内容物の引渡しを請求する余地が生じることになる。この点は、遺言執行者がある場合に、遺言の執行を遺言執行者に集約すべきと考えるか否かにかかわる問題であり、民法 1012 条 2 項の立法論としての当否に関連する。この点を留保しつつ、以下では、受益相続人が遺言執行者に対して貸金庫内容物の引渡しを求める場合について検討する。
- (97) 遺言執行者は、対抗要件具備に必要な行為をする権限を有するのみならず、受益相続人に対抗要件を具備させる義務を負うものと解される（加毛・前掲注(2)98-99 頁）。
- (98) 金融取引法研究会編・前掲注(91)157 頁〔浜崎祐紀〕参照。
なお、平成 30 年改正により、預貯金債権が特定財産承継遺言の対象とされた場合における遺言執行者の権限に関する規定が新設されたが（民法 1014 条 3 項）、そのことは、貸金庫からの貸金庫内容物の取出しに関する遺言執行者の権限に関する解釈論に影響を及ぼすものではないと説明されている（潮見佳男ほか「改正相続法の金融実務への影響」金法 2100 号（2018 年）24 頁〔堂蘭幹一郎〕）。民法 1014 条 3 項新設の意義については、加毛・前掲注(2)100-101 頁。

言による承継という問題を通じて、遺言執行において銀行が果たすべき役割の一端について検討を行った。今後も、同様の問題意識に基づき、銀行をはじめとする金融機関の遺言執行における役割について、研究を継続することとしたい。